

財務部 財政課の方針書

組織名	財務部 財政課
所属長名	小松 忠昭

1. 組織の使命(ありたい姿)

健全で持続可能な地域社会の実現をささえるため、継続可能な財政運営と安定した財政基盤の構築を目指し、最少の経費で最大の効果を挙げます。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・第2次総合計画後期計画と連動する財政計画の進行管理、大型公共施設整備に関するバックデータの提示(中期財政見直し、財産経営推進計画ローリング)
- ・事業のスクラップ(縮小・廃止)についての取組を継続し、ビルド&スクラップの徹底と推進をはかる。
- ・類似団体や標準財政規模と比較し、普通会計予算規模が大きく、適正な予算規模の検討が必要。
- ・人口減少、少子高齢化により税収を始めとする歳入の減。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対策、社会情勢の変化に対する対応。

3. 今年度の『スローガン』

- ◎組織の使命を常に意識し、業務をすすめよう
- ◎財政規律を厳守し、継続可能な財政運営に努めよう。

4. 今年度の方針

- ・持続可能な財政運営の推進
- ・大規模公共施設整備について判断材料となるデータの作成と提示
- ・「最少の経費で最大の効果を挙げる」予算執行の徹底
- ・人口減少に対する取り組みを側面から支援する。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	持続可能な財政運営の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新行政経営マネジメントシステムの実効性の向上と、合併算定替終了後の普通交付税など、歳入に対応した予算の編成・執行を実施する。</li> <li>・予算編成手法の見直し、事務事業のビルド&amp;スクラップ、財源確保策の推進と庁内の情報共有などを継続して実施し、限りある財源をより効率的かつ適正に配分する。</li> <li>・合併特例債活用期限終了後の、身の丈にあった財政規模・予算の在り方を検討する。</li> </ul>
(2)	実現したい成果	大規模公共施設整備について判断材料となるデータの作成と提示
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画に添付の財政計画をベースに企画部門と連携し、各施設展望に応じた財政シミュレーション及び見直しを作成し、市民に分かりやすくお知らせする。</li> <li>・客観的な数値データの検証を行い、利用可能な財源及び見直しを検討、将来的な負担やランニングコストなどを推計する。</li> <li>・常に市民にお知らせすることを意識した検討を行い、その内容について説明責任が果たせるよう、分かりやすい説明と関連する資料の作成を行う。</li> </ul>
(3)	実現したい成果	「最少の経費で最大の効果を挙げる」予算執行の徹底
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併算定替終了により、通常の算定方法により算出される普通交付税の見直しや金額の把握。</li> <li>・税収については、新型コロナウイルス感染症の拡大や、R2年度の豪雪による影響を把握し、適切に見積もる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業や大雪による非常事態の予算執行から、通常時の予算執行に戻ることに伴う財政規律の厳守と確認の徹底。</li> </ul>

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- ・今年度の普通交付税については、臨時財政対策債と合わせて、昨年度を若干上回る交付額となった。算定替の終了とR2年度国勢調査の速報値による計算の初年度となり、今後の見込はこの額が基本になると思われる。令和4年度以降の予算編成、財政見込み等に反映していく。
- ・大規模公共施設については、合併特例債の償還や今後の活用の想定、公債費の額等の資料をグラフを交えて分かりやすく作成した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大対応の予算については、交付金の追加等に対応し、追加補正予算の編成を行い、ワクチン接種関連予算などその他の予算も適切に編成している。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響は依然続いており、通常の前算執行と異なる前算執行も多い。また、国の補正前算等による事業化は年度内に再度実施されると思われ、対応が必要になる。
- ・施設の修繕費については議会の一般質問等での取り上げもあり、FM計画の小会議による見直しや実際の利用率の把握などにより、何らかの対応や基準を検討しなければならない。
- ・大型公共施設や市営温泉施設等の大規模な建設事業や施設の今後等の動きについては、選挙後の議論になると思われ、施策の決定から前算化までかなりのタイトなスケジュールが予想される。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- ・合併特例債の活用期限が数年後となった。その活用を予定している大規模公共施設等については、具体的なスケジュールと財政シミュレーションを提示しており、令和4年度前算に計上している。
- ・基金の残高については、昨年度目標を設定した。現段階では目標額は確保しており、今後についても想定される財政規模の縮小に合わせて、基金の繰入額について目標を定め、残高を確保していく。
- ・将来負担比率、今後発生する債務のうち市が把握しているもの(国営かん排事業の負担金など)、実績を参考に今後市が負担すると思われる債務などを元として今後の財政運営について推測したところ、急激な悪化はないと想定された。しかしながら、今後の公債費の動向については慎重に検討を行い、その上で事業の実施の判断に必要な資料を準備していく。
- ・施設の修繕費についてはFM計画の見直しなどを確認し、施設の在り方とコストの投入について基準を定め実施していくことが必要になっている。
- ・歳入の確保については、市独自のものにこだわらず、他の自治体の実施例を参考に、同様の内容を市で活用出来ないかを具体的に検討を進める時期にきている。(ネーミングライツなど)
- ・課の使命にもある「継続可能な財政運営」を意識し、数年後を見据えた前算編成作業を進める。

# 令和3年度

## 財務部 財産経営課の方針書

組織名	財務部 財産経営課
所属長名	佐々木 賢祐

### 1. 組織の使命(ありたい姿)

健全で持続可能な行政サービス提供のための財産経営

- ・横手市財産経営推進計画(FM計画)の着実な推進
- ・普通財産の活用による自主財源の確保
- ・適正な地籍調査の実施

### 2. 組織の抱える課題(現状)

- ・FM計画と令和2年度に策定した横手市公共施設個別施設計画の着実な推進
- ・FM計画の再配置方針で「維持」「統合減」「複合減」「譲渡」とされている各施設の方針の見直し
- ・人口減少社会における、適正な公共サービスのあり方と公共施設の再配置の検討
- ・横手市財産経営推進計画に対する市民理解度の向上
- ・地籍調査での所有者不明土地に対する対応

### 3. 今年度の『スローガン』

◎部局横断による総合的な財産運営

### 4. 今年度の方針

- ①横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施
- ②市有財産(普通財産)の積極的な活用
- ③一筆地調査の円滑な実施

### 5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施
	取組内容	・個別施設計画の対策内容を反映させたFM計画への改訂を実施する ・FM計画の再配置方針で「維持」「統合減」「複合減」「譲渡」に位置付けられている各施設について、人口減少社会を見据えながら対話による方針の見直しを実施する ・庁内関係部局を横断したローリングにより、FM計画、個別施設計画を着実に実施する
(2)	実現したい成果	市有財産(普通財産)の積極的な活用
	取組内容	・空き公共施設の測量・登記を行い、公売に向けた取り組みを実施する ・サウンディング型市場調査での提案を受けて、選定委員会の設置や地域との対話を実施する ・分譲地(若松・宝竜)の不動産鑑定を行い、分譲地価格の見直しを検討する ・インターネットオークションの活用による、自主財源の確保
(3)	実現したい成果	一筆地調査の円滑な実施
	取組内容	・地籍調査事業の効率的な実施を目指して、一筆地調査の外部委託(民間委託)を検討する ・各地区の現地立会率100%を目指す 増田地区:0.05km <sup>2</sup> 234筆、平鹿地区:0.11km <sup>2</sup> 308筆、大森地区:0.04km <sup>2</sup> 90筆、 十文字地区:0.04km <sup>2</sup> 264筆、山内地区:0.21km <sup>2</sup> 471筆 ・人口減少社会により、管理不全の土地が増加傾向にあることから、一筆地調査での立会い手続きの効率化を検討する。

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1)横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施
- ・FM計画の周知を図るため、計画の改定内容や進捗状況等を記載したチラシを全戸配布した(10/15)。
  - ・「FM計画の改訂(前期基本計画の振り返りと個別施設計画反映等)」と「維持施設の方針確立」のため、下記の通り会議を開催し、改訂作業依頼や施設毎の個別の方針の検討に着手した。  
5/14 公共施設・インフラ施設合同部会、7/12 FM推進本部会議、6/29～8/31 FM推進小会議(平鹿、大森、山内、大雄地域は各2回、それ以外は各1回)
- (2)市有財産(普通財産)の積極的な活用
- ・普通財産の売却では、旧増田分署、旧福地公民館の建物付き土地、神明町・雄物川町薄井・平鹿町十五野の土地を売却した。
  - ・サウンディング型市場調査は、十文字の第一、植田、睦合小学校、山内中、境町小(敷地)を対象に実施し、それぞれの跡地利活用の方針案をFM本部推進会議にて決定した。また、10/8に文科省主催の「廃校活用マッチングイベント(オンライン)」に参加し、全国の事業者等へ植田、睦合小、山内中をPRした。
  - ・ヤフーオークションを引き継いだ「紀尾井町戦略研究所(KSI)(株)インターネット官公庁オークション」に参加しており、8/23の第1回では消防小型ポンプ積載車を3台売却できた。第2回では給食コンテナ車、グランドピアノを出展し、応札があった。
- (3)一筆地調査の円滑な実施
- ・4月から6月にかけて、今年度の実施地区の土地所有者(管理者)に対して説明会を開催した。
  - ・一筆地調査は、5月から8月下旬にかけて順次実施した。各実施地区の立会率は以下のとおり。  
大森地区(96/96筆 100%)、増田地区(234/234筆)100%、平鹿地区(340/340筆)100%、  
十文字地区(261/264筆)98.9%、山内地区(467/467筆)100% 全体として99.8%の立会率であった。
  - ・一筆地調査の外部委託(民間委託)に関して、測量業務委託業者にアンケート調査を実施し、各業者とも受注の可能性はありとの回答を得た。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1)横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施
- ・平鹿、大森、山内、大雄において、市民ワークショップを開催(1回目:11～12月、2回目:2～3月)し、対象施設の方針を決定する。なお、横手、増田、雄物川、十文字の4地域は令和4年度に実施。
  - ・FM計画の改訂は、本部会議での原案決定後、議会への説明、パブコメを実施し、今年度中に公開する。
  - ・普通建設事業に係るローリングを、来年度予算策定時に財政課と共同で実施する。
- (2)市有財産(普通財産)の積極的な活用
- ・分譲地(若松・宝童)の不動産鑑定を行い、分譲地価格の見直しを行う。
  - ・インターネット官公庁オークションには今後も参加し、除雪車等の公売を行う予定。
- (3)一筆地調査の円滑な実施
- ・一筆地調査期間内に立会が出来なかった土地所有者(管理者)との連絡・調整を図りながら、立会率の向上に努める。
  - ・所有者不明土地があり、立会が求められない土地に関して、法務局等関係機関に相談しながら適切な対応を行う。
  - ・12月頃には、本閲覧を予定しており、各地区での閲覧率100%を目指して取り組む。
  - ・一筆地調査の外部委託(民間委託)に関して、今後の事業量によって作業人員などの体制構築が必要となることから、引き続き検討を行う。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1)横手市財産経営推進計画(FM計画)の改訂と個別施設計画の着実な実施
- ・FM計画の改訂では、前期基本計画の振り返りと個別施設計画の反映、国が見直しを求める項目の追加等を実施し、パブコメを経て公表した。この中で、将来更新費用推計を再計算したところ、改訂前の目標とほぼ同じ水準になっていたことから、将来更新費用をさらに20%削減する32.9億円/年を目標とした。今後は、この目標に向かってFM計画を推進していく必要がある。
  - ・「維持」施設の方針確立のため、市内4地域(平鹿、大森、山内、大雄)を対象としたワークショップを各2回開催し、市民と意見交換を行った。また、令和4年度は残りの4地域(横手、増田、雄物川、十文字)において、同様の市民ワークショップを開催し、方針を確立していく。なお、ワークショップから得られた市民意見を基に、今後、維持施設の方針を確立し、ローリング方式によりFM計画に反映させる手続きを行う。
- (2)市有財産(普通財産)の積極的な活用
- ・空き公共施設の利活用を図るため「サウンディング型市場調査」を実施し、廃校となった十文字の3小学校(十文字二小を除く)及び旧山内中、旧境町小(敷地)について利活用の方針を決定した。この決定に基づき、旧山内中は令和3年3月中に利活用者の公募申し込みを実施する。順調に公募手続きが進めば、令和4年7月より貸付を開始する予定である。また、旧睦合小についても、廃校活用マッチングイベントや県の公民連携地域プラットフォームでのサウンディング型市場調査へ参加することで、利活用に向けて事業者との意見交換や施設のPRを行うことが出来た。今後、旧山内中と同様に利活用者の公募を実施すべく準備していく。
- (3)一筆地調査の円滑な実施
- ・一筆地調査の立会として、土地所有者(管理者)と連絡・調整を図ることで100%(1,401/1,401筆)の現地立会率を達成した。また、不所在地、不協力地等の土地に関して、県や法務局等の関係機関と協議しながら適切な対応を行った。
  - ・昨年度調査地区の仮・本閲覧は全体で96.71%(1,029/1,064筆)の閲覧率であるが、閲覧に来られなかった土地所有者(管理者)には、地籍図及び地籍簿(案)の写しを送付して確認を得ている。
  - ・管理不全の土地が増加傾向にあることから、地籍調査を行うことで土地の利用・管理データの整備につながり、所有者不明土地等の発生抑制に貢献できた。
  - ・今後の事業量によっては、一筆地調査の外部委託(民間委託)による体制構築が必要となることが考えられ、引き続き外部委託の可能性の検討を行う。

# 令和3年度

## 財務部 税務課の方針書

組織名	財務部 税務課
所属長名	佐藤 耕樹

### 1. 組織の使命(ありたい姿)

適正で正確な税務行政と業務の効率化を推進します

### 2. 組織の抱える課題(現状)

- ・ミスのない課税業務と業務効率化の両立
- ・申告相談職員の確保と相談業務の効率化
- ・時間外勤務の常態化

### 3. 今年度の『スローガン』

- ◎チームで実践「お・も・い・や・り」
- ◎ダブルチェックでミス防止

### 4. 今年度の方針

- ①公平公正な課税の推進
- ②将来を見据えた申告相談体制の検討
- ③申告相談職員の確保と育成
- ④電子化の推進による業務効率化
- ⑤相続登記誘導による適正課税の推進

### 5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	公平公正な課税の推進
	取組内容	・個人及び法人の未申告調査を行い、未申告の個人・法人を可能な限り解消する。(目標解消率 個人市民税77% 法人市民税50%) ・保険税(料)に係る転入被保険者の所得を把握するため、前住所地への照会を確実にを行う。 ・相続人への適切な課税を行うため、相続人代表指定届の提出を促すとともに相続登記の誘導を行う。(R3.1月～12月の相続人代表指定届提出、相続登記割合の合計85%以上を目指す)
(2)	実現したい成果	申告相談実施体制の確保
	取組内容	・申告相談業務経験のある職員を中心に部局を越えた応援体制を確保する。 ・申告相談業務経験年数の浅い職員へより実践的な研修を実施する。 ・持続可能な申告相談体制構築のため、現状把握・分析及び将来を見据えた体制の検討を行う。
(3)	実現したい成果	電子化の推進による業務効率化
	取組内容	・現在ラスターデータで管理している市の公図データを法務局と同様にベクトルデータ形式に変更し、住民サービスの向上と窓口業務の効率化を図る。 ・RPAのさらなる活用についての検討や既存ソフトの機能を最大限に活用した業務の効率化により労働時間の削減を図る。 ・法務局から市町村への登記済通知書がオンライン化による受渡しが可能になったことから、法務局及び登記履歴管理システム委託業者と協議を行い、令和4年度からの実現を目指す。

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- 各税の納付書発送
- ・5/7固定資産税納通発送
- ・5/7市県民税特別徴収発送
- ・5/7軽自動車発送
- ・6/11普徴発送
- ・7/13国保介護後期高齢発送

### 【公平公正な課税のための取組】

- ・未申告の解消の取組では、個人市民税について4月下旬、7月下旬に未申告者への通知を行い、未申告者の解消に努めた。新型コロナ蔓延前は会場を設営し、申告受付していたが、昨年度と今年度は会場設定せず郵送あるいは窓口で申告受付を行っている。(9月末時点で未申告解消率 75.3%)国保、後期高齢、介護保険でも転入被保険者には所得照会を行い、未申告者には通知で照会し解消を図った。
- ・固定資産税では、死亡者課税をなくすため、また所有者不明土地の解消のため、納税義務者が亡くなったときは「相続人代表指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行っている。令和3年1月～6月までの死亡者について、9月末現在での相続登記異動・相続人代表届出の合計割合は88.4%となっている。

### 【電子化の推進】

- ・生活保護減免に係る処理をRPAで行った。手入力では6時間ほど要する時間を約27分で完了している。
- ・公図データのベクトルデータ化について、法務局提供データの変換作業を進めており、進捗率は約30%となっている。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

### 【将来を見据えた申告相談体制の検討】

- ・今後市全体の職員数が減ってくることを視野に入れ、申告体制もより効率的な体制となるよう検討する必要がある。
  - ・今年3月に行った申告相談では、前年比較で市の会場での確定申告件数は90.9%、住民税申告件数は91.7%となっている。相談にあたる職員の延べ人数も前年比89.4%と減らしている。次回の令和4年度申告でも前年より日数・職員を減らす体制で検討している。また、将来的な申告会場を現在の各地域1カ所、合計8カ所の体制から南部・東部・西部地区ごとに地区分けし、4カ所程度まで減らす方向としたいため、それに向けた課題を洗い出し、体制の検討を行う。
- 《◇会場の選定 ◇周知方法 ◇市から税務署へ送る確定申告書の紙ベースから電子送信への切替 ◇e-Tax・スマホ申告の推進、住民税の郵送申告の推進など》

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

### (1) 公平公正な課税の推進

- ・未申告の解消については市県民税、法人市民税ともに目標数値をクリアし、一定の公平性を保つことができた。
- 未申告の解消は、市民税額の影響、国保税等の軽減判定や税額(料)への影響など課税の公平性を保つために大変重要な要素となるため、今後も解消率向上を目指し推進していく必要がある。また、今年度は所得があるにもかかわらず数年間申告していない者の洗い出しを行い課税につなげたことも成果の一つである。

### (2) 申告相談実施体制の確保

- ・昨年に引き続きコロナ渦での申告相談であったが、感染対策を万全に行い、無事に終了することができた。また、郵送での申告や確定申告をe-Taxなどの電子申告に誘導する取り組みを行ったことにより来場者数は減少傾向となっている。
- ・今後の職員数減少も見込み、申告会場を統合した場合のシミュレーションを行い、検討会も開催した。今後も申告会場の場所や日程について引き続きの検討が必要となる。

### (3) 電子化の推進による業務効率化

- ・ラスタデータで管理している市の公図データを法務局同様のベクトルデータ形式に変更した。これを活用し次年度からの住民サービスの向上と窓口業務の効率化を図る。
  - ・法務局から市町村への登記済通知書オンライン化に向け、法務局と年度内の覚書締結に向け協議を続けている。登記履歴管理システム委託業者との調整を行い、令和4年度中のオンライン化実現を目指す。
- 登記済通知書をオンライン化することは、ADWORLDと登記異動データの課税連携をするための足掛かりとなるため、システム導入を含めて今後検討していく必要がある。

財務部 収納課の方針書

組織名	財務部 収納課
所属長名	菊地 進

1. 組織の使命(ありたい姿)

税負担の公平性を行動の基本とし、歳入の確保により、市民生活の向上を支えます。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ①滞納額及び滞納者数の削減
- ②効率的な収納体制の構築
- ③全庁での統一的な債権管理の実施と未収債権の解決

3. 今年度の『スローガン』

チームの力を信じ、自分を磨き上げよう

4. 今年度の方針

- 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
- 2) 担当職員のレベルアップによる効率的な業務執行
- 3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
	取組内容	①コンビニ収納等の円滑な運用と口座振替の推進により納期内納付率を高める。 ②市報、かまくらFM等の活用で、納期の周知と、納め忘れの注意喚起を行う。 ③督促状、催告状の適時発送により、現年未納者への早期対応を行う。
(2)	実現したい成果	担当職員のレベルアップによる効率的な業務執行
	取組内容	①課内、地域局との情報共有により、共通した認識のもと収納業務にあたる。 ②職員のレベルアップのため、内部研修の開催、外部研修の受講により、滞納整理のエキスパートを育成する。 ③滞納整理知識の取得と周知により事務執行レベルの高平準化を図る。
(3)	実現したい成果	未収となった債権の要因を検証し、解決に至る道筋を債権ごとに明らかにする
	取組内容	①債権管理のルールに基づいた適正な管理であるか点検する。 ②法的措置が必要な未収債権の回収に債権一元化制度の活用を検討する。 ③徴収緩和措置の適切な執行に向けた情報の連携を進める。 ④債権管理スキルの向上を目的とした庁内研修会を行う。

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
  - ① 納税通知書発送時にコンビニ、東北管内郵便局で納付できることをPRした。9月末現在の現年納付率はほとんどの税目で前年同期以上となっている。
  - ② 毎納期ごとにかまくらFM,市報等で市民にお知らせし、納期内納付を促した。
  - ③ 納期内納付の向上により督促状発送数は減少傾向にある。9月に第一回目の催告書(4,506通)を送付した。
- 2) 担当職員のレベルアップによる効率的な業務執行
  - ① 朝礼の際に課内の情報共有を密にしている。毎月の地域局巡回の際に地域局税担当との情報交換を行っている。
  - ② コロナ禍により外部研修受講は控えている。職員相互の情報共有によりレベルアップを図っている
- 3) 未収となった債権の要因を検証し、解決に至る道筋を債権ごとに明らかにする
  - ① 債権管理条例の一部改正を行い、機動的な対応ができる体制を整えた。
  - ② 債権収納管理一元化業務検討会を3回開催し、今後の債権管理制度の在り方を検討した。
  - ③ 担当者の研修会を通して、情報共有と知識の普及に努めた。
  - ④ 一元化業務検討会に合わせ、債権管理担当者の研修会を開催し、担当者のレベルアップを図った。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
  - ・引続き、納付手法の多様化をPRするとともに、納期の周知を図り納期内納付を促進して、新規滞納者の発生を抑制していく。
- 2) 担当職員のレベルアップによる効率的な業務執行
  - ・収納課職員及び市民サービス課税担当の相互研修を行い、納税相談や滞納整理の進め方に共通の認識を持つ。
  - ・地域局税担当者対象の滞納整理研修を開催する。
- 3) 未収となった債権の要因を検証し、解決に至る道筋を債権ごとに明らかにする
  - ・特定債権の担当者を対象に滞納整理研修の実務研修を行う。
  - ・特定債権の種類、実情に合わせた対応ができるようにヒアリングを行う。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
  - ・納税手法の多様化とその周知により、現年の収納率は前年同期より高い水準となっている。納期ごとの督促状の発布件数も例年より減少しており、新規滞納者(うっかり未納)は減少傾向にある。今後、共通納税制度の税目拡大などに取り組み、更なる納税手法の多様化を図っていく。
  - ・未納者に対しては督促、催告状により早期の納付を促すとともに、納付できない理由がある場合には、早期の相談等を促す。
- 2) 担当職員のレベルアップによる効率的な業務執行
  - ・コロナ禍により中央研修はリモート受講となってしまったが、県主催の講習、市の内部研修などを通じて、収納課職員並びに市民サービス課職員のレベルアップと知識の高平準化を図った。
  - ・今後も、人事異動により新たに配属になった職員をはじめ、経験年数に合わせた内容の研修受講を進める必要がある。
- 3) 未収となった債権の要因を検証し、解決に至る道筋を債権ごとに明らかにする
  - ・債権管理条例の改正、債権収納管理一元化業務の運用変更を行い、これまでより機動的に管理できるように環境を整えた。
  - ・債権所管担当者がメリハリのある管理ができるように、財産調査や滞納整理技術の実践的な研修を開催した。
  - ・今後も、ルールに基づいた適正な債権管理の徹底と、担当者の管理スキルの向上を図っていく必要がある。

財務部 契約検査課の方針書

組織名	財務部 契約検査課
所属長名	高階 知夫

1. 組織の使命(ありたい姿)

- ・透明性、公平性、競争性が確保された入札契約制度の確立と適正な事務執行を図る。
- ・公共工事等の品質確保に努め、地域経済の活性化に寄与する。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・効率的な契約検査事務。
- ・時期による契約件数及び検査件数の集中。
- ・発注課作成書類における不備。
- ・法律等の改正に伴う対応。
- ・建設業界の担い手不足。

3. 今年度の『スローガン』

公正かつ効率的な契約検査事務を追求しよう

4. 今年度の方針

- ・公平公正な入札事務の執行と公共工事の品質確保
- ・総合評価落札方式のスムーズな再開
- ・工事発注が不慣れな部門に対する指導
- ・人口減少(建設業界の担い手不足)対策への支援

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	適正で効率的な契約検査事務の執行
	取組内容	・定めた日程の順守徹底 ・経常的な年間契約締結(準備契約)の適正な運用指導 ・検査の簡素化
(2)	実現したい成果	公共工事等の品質確保
	取組内容	・工事発注が不慣れな部門に対する事前指導 ・発注課監督職員への指導 ・工事成績評定の適切な運用
(3)	実現したい成果	公平かつ公正な入札事務の執行
	取組内容	・発注関係公表書類の不備の撲滅 ・入札参加資格者名簿の適正な運用 ・総合評価落札方式のスムーズな再開

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1)適正で効率的な契約検査事務の執行
- ・定めた日程の遵守徹底  
契約審査会関連の発注課遵守日程については、掲示板等で周知を図っているが、締切後の追加要請が未だにある。突発で緊急を要する場合のものもあるが、それ以外の場合も少なからずある。
  - ・経常的な年間契約締結(準備契約)の適正な運用指導  
前年度末に掲示板に掲載し、手続の徹底を図ったが、4月1日契約の対象が、新年度になってから、手続されているケースが未だに見受けられる。長期継続契約の更新手続きについては、対象課に事前指示を行い、日程的に無理なく更新手続きが終了している。(更新対象16件)
  - ・検査の簡素化  
昨年度より本格導入を行った検査における準備書類等の簡略化については、問題なく対処出来ており、業者にも好評である。しかしながら、当課としては、工期、工種、工事監督課からの情報収集や現場を視察し、進捗把握を行っているものの、完成届が出ているにもかかわらず、成果図書が未完の場合も多く、検査日程の調整に苦慮している。上期は完成検査35件でまだ調整は比較的容易であったが、下期の対象検査件数は110件超が見込まれる。
- (2)公共工事等の品質確保
- ・工事の不慣れな部門に対する事前指導  
工事発注マニュアルを作成し、チェックすべき点、打合せ簿作成方法等を指導している。
  - ・発注課監督職員への指導  
発注課が進捗管理出来ていないことが、後に問題となるケースもあり、発注課に対し、進捗チェックの徹底を指示する他、当課でも、施工状況等のチェック活動を行い、進捗が思わしくない案件については、発注課に状況確認や場合によっては、変更契約締結検討を行っている。また、過去の事故報告内容を分析し、重点安全対策を定め、点検チェックシートにより、施工途中の巡回・指導を実施し、事故の撲滅に向けた取組みを開始。
  - ・工事成績評定の適切な運用  
成績評定については、発注課の評定点の占める割合が大きいが、しなしながら、工事検査時の現場状況や書類整備状況から、明らかに、過大評定となってしまうものについては、見直し指示を行っている。
- (3)公平かつ公正な入札事務の執行
- ・発注関係公表書類の不備の撲滅  
入札公告後に設計図書誤謬で入札を取り止めたケースが上期3件発生。その他、業者からの質問を受け、設計図書の差し替えを行ったケースも若干ある。
  - ・入札参加資格者名簿の適正な運用  
名簿は適正に運用され、更新作業も滞りなく行っている。
  - ・総合評価落札方式のスムーズな再開  
6月16日に学識経験者を国・県から招き、技術専門部会を開催し、評価方法を決定し、今後公告分からの適用としたが、対象となる案件は既に公告済で、実際に総合評価落札方式を適用した工事は無い状況。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1)適正で効率的な契約検査事務の執行
- ・定めた日程の遵守徹底  
契約審査会案件については、状況を確認し、日程遵守の重要性を認識させたい。(場合によっては、次回への繰り越し等追加を拒絶する等の強硬策も意識改革には必要かと考える。)
  - ・経常的な年間契約締結(準備契約)の適正な運用指導  
来年度契約に向け、発注課がすべき事務処理を時期をみて掲示し、適正な事務処理手続きに向けた指導を行う。
  - ・検査の簡素化  
検査を行うにあつての検査職員の事前の完成図書確認の時間をいかに確保するかが課題となるが、事前調整に努め、少しでも余裕が持てる検査体制を確立する。
- (2)公共工事等の品質確保
- ・工事の不慣れな部門に対する事前指導  
いよいよ検査が本格化することから、検査にあつての準備事項等を指導していく。
  - ・発注課監督職員への指導  
工事進捗確認の徹底を依頼する。
  - ・工事成績評定の適切な運用  
上期同様の指導を行うとともに、完成検査終了後、速やかな提出を依頼する。
- (3)公平かつ公正な入札事務の執行
- ・発注関係公表書類の不備の撲滅  
引き続き、チェックの徹底を行う。
  - ・入札参加資格者名簿の適正な運用  
追加、削除を遅滞なく行うとともに、JV運用の見直し検討を進める。また、来年度のR5/6適用名簿の作成に向け、電子受付の有効性を検討する。
  - ・総合評価落札方式のスムーズな再開  
来年度、今年度よりも前倒した適用が可能となるよう準備を進める。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1)適正で効率的な契約検査事務の執行
- ・長期継続契約については、本年度事務機器類についても、単年度契約からの移行を実施し、計240件程度締結。
  - ・検査の簡素化については、検査精度を維持しながら実施。年度末への集中が見込まれたが、調整の上、工事完成検査127件、部品検査11件を完遂見込。
- (2)公共工事の品質確保
- ・工事の不慣れな部門への事前指導として、工事発注マニュアルを作成し、指導を実施。発注課監督職員に対しては、進捗状況確認・変更契約締結等を指示。また、重点安全対策を定め、施工途中箇所の巡回・指導を実施し、事故の撲滅に取組んだ。
- (3)公平かつ公正な入札事務の執行
- ・入札参加資格者名簿の更新を遅滞なく実施。
  - ・JV運用の見直しを実施。
  - ・総合評価落札方式の評価方法及び運用を協議決定。